

# 役員選考委員会 規程

## (目 的)

- 第 1 条 この規程は、公益社団法人札幌西法人会（以下、「本会」という。）の委員会規定第 2 条 2 項の規定に基づき、本会の定款第 2 0 条の規定に基づく役員予定者の選出に関する必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 この委員会は、役員選考委員会（以下、「本委員会」という。）と称する。
  - 3 本委員会は、本会の役員及び一般社団法人北海道法人会連合会の代議員・役員の選任に関する事項を審議する。

## (審議事項)

- 第 2 条 本委員会の審議事項は、次のとおりとする。
- (1) 理事、監事予定者の選出
  - (2) 会長、副会長、専務理事予定者の選出
  - (3) 支部長予定者の選出
  - (4) 本会の各委員予定者の選出 各委員会委員長、各副委員長、各委員

## (委員会の構成)

- 第 3 条 本委員会は、本会の副会長及び支部長をもって構成する。
- 2 本委員会の委員長は、総務担当副会長とし、副委員長は構成員の互選による。

## (委員の職務)

- 第 4 条 委員長は、本委員会を統括する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
  - 3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

## (理事等の選出)

- 第 5 条 理事は、役員改選年の前年 1 2 月 3 1 日現在支部等の会員数に応じて、定款第 1 9 条の理事定数の範囲内で、次により予定する。
- |          |                         |           |
|----------|-------------------------|-----------|
| (1) 正会員数 | 支部会員 1 0 0 社以下          | 理事数 2 名以上 |
| (2) 正会員数 | 支部会員 1 0 0 社超 2 0 0 社以下 | 理事数 3 名以上 |
| (3) 正会員数 | 支部会員 2 0 0 社超           | 理事数 4 名以上 |
| (4) 青年部会 |                         | 理事数 2 名以上 |
| (5) 女性部会 |                         | 理事数 2 名以上 |
- 2 理事予定者は支部長・青年部会長・女性部会長からの推薦を受け、本委員会の審議を経て、本人の内諾を得て決定する。
  - 3 監事及び専務理事予定者は、委員長からの推薦を受け、本委員会の審議を経て、本人の内諾を得て決定する。

## (会長予定者の選出)

- 第 6 条 本委員会は、出席委員の議決により理事のうちから会長予定者を選出する。
- 2 会長予定者については本人の内諾を得て決定する。
  - 3 前項の内諾を得られないときは、次順位者を繰り上げて予定者を決定する。

(副会長予定者の選出)

- 第 7 条 会長予定者内定後、本委員会は出席委員の議決により理事のうちから副会長予定者を選出する。
- 2 副会長予定者については本人の内諾を得て決定する。
  - 3 前項の内諾を得られないときは、次順位者を繰り上げて予定者を決定する。

(支部長及び各役員予定者等の選出)

- 第 8 条 本委員会は、出席委員の議決により理事、支部及び青年部会・女性部会の役員のうちから、支部長、副支部長及び幹事等役員の予定者を選出する。
- 2 本委員会は、出席委員の議決により理事、支部及び青年部会・女性部会の役員のうちから、各委員長、各副委員長及び各委員予定者を選出する。
  - 3 本委員会は、出席委員の議決により理事のうちから道法連役員及び代議員予定者を選出する。

(議決事項の報告)

- 第 9 条 本委員会の議決事項は、理事会に報告する。

(役員の補充選出)

- 第 10 条 本委員会は、理事及び監事が定款第 19 条 1 項で定める定数に不足する恐れがある場合、補充して予定者を選出する。

(任 期)

- 第 11 条 本委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は、役員改選時の総会から次回役員改選時の総会までとする。

(改 廃)

- 第 12 条 この規程を改廃する場合は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。
- 2 令和 7 年 5 月 26 日 一部変更